

再生可能エネルギー導入促進**蓄電システム設置費用の一部を補助します**

町では、住宅における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、自立・分散型エネルギー設備(蓄電システム)を設置する方に対して、設置費の一部を補助します。

補助金の申請は、必ず設置前に行っていただく必要があります。事前に町民課までご相談ください。

補助対象者 次のすべてに該当する方

- ① 城里町に住所を有し、または住所を有する見込みの方
- ② 自ら居住し、もしくは居住しようとする町内の住宅(店舗等の併用住宅を含む)に補助対象設備を設置する方、または自ら居住するため、補助対象設備が設置された町内の新築住宅を購入する方
- ③ 町税等(町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)を滞納していない方
- ④ 本人または同一世帯に属する方が、茨城県が実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭で省エネへの取り組みを行っている方
- ⑤ 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同種の設備に対し、本人または同一世帯に属する方が、補助金の交付を受けていない方
- ⑥ 補助金の交付を申請した日の属する年度内2月末日までにすべての手続きを完了することができる方
- ⑦ 補助事業を実施する者が住宅の所有者でないとき、または共有者がいる場合は、所有者および共有者の同意が得られている方

補助金額・補助対象設備 次のすべてに該当する蓄電システム1設備に対し、5万円

- ① 電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであり、かつ、設置時に未使用であること
- ② 住宅に設置された太陽光発電設備(発電出力10kW未満のものに限る)と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること
- ③ 蓄電池部から供給される電力が、当該住宅にて使用されるものであること
- ④ 国が申請年度またはその前年度に実施する補助事業における補助対象設備として、国の委託事業者(一般社団法人 環境共創イニシアチブ)により登録されているものであること

※予算の範囲内での補助となります。

申請期限 令和6年1月31日(水)

申請先・問合せ 町民課 ☎029-288-3111(内線111)

健康な心とからだを育むために「食べること」について考えてみませんか 今日からはじめよう！「減塩」生活

6月は食育月間です

茨城県は心疾患や脳血管疾患など生活習慣病による死亡率が全国に比べて高く、その要因のひとつである食塩摂取量も全国平均を上回っています。食塩のとり過ぎは、大人だけの問題ではありません。乳幼児期からうす味に慣れ、少ない食塩でおいしく食べることが大切です。

この機会に家族で食塩のとり方について考えてみましょう。

食塩チェックシート

- みそ汁やスープを1日2杯以上食べる
- 漬物、梅干しを1日2回以上食べる
- 塩鮭や塩サバ、みりん干し、しらす干しなど干物や塩蔵魚をよく食べる
- うどんやラーメンなどの麺類を週3回以上食べる
- 外食や市販のお弁当、お惣菜などを週3回以上利用する
- しょうゆやソースなどの調味料を毎食使う



チェックした項目については、減塩の工夫が必要です。食べる頻度や量を減らし、減塩を心がけましょう。

問合せ 健康保険課 健康増進グループ(常北保健センター内) ☎029-240-6550

令和4年度

住民基本台帳閲覧状況を公表します

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、次のとおり公表します。

申出者氏名	請求事由の概要	閲覧年月日	対象地区	件数
			対象者	
(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査2022(第6回子育て世帯全国調査)」の対象者抽出 委託者：(独)労働政策研究・研修機構	令和4年 10月26日	大字石塚、那珂西、上坏、下坏、栗、阿波山、下阿野沢 ----- 末子が18歳未満の子どもを育てている世帯(父、または母いずれか)	28件
(一社)中央調査社 会長 境 克彦	「テレビ視聴に関する調査」の実施のための対象者抽出 委託者：(株)野村総合研究所	令和4年 11月24日	大字栗 ----- 16歳以上の日本人男女	14件
(一社)中央調査社 会長 境 克彦	「2023年全国放送サービス接触動向調査(テレビ・ラジオなどがどのように見聞きされているかをおたずねする調査)」の実施のための対象者抽出 委託者：NHK放送文化研究所	令和5年 3月9日	大字増井 ----- 7歳以上の日本人男女	15件
(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	「2023年度全国個人視聴率調査」の対象者抽出 委託者：NHK放送文化研究所	令和5年 3月14日	大字下坏、栗 ----- 7歳以上の男女	15件

問合せ 町民課 ☎029-288-3111(内線116)

地震発生時における既存木造住宅の倒壊等による災害を防止するため 木造住宅の耐震化を支援します

町では、木造住宅の耐震診断および耐震改修工事にかかる費用の一部を補助します。

補助対象者 補助対象の建築物を所有しており、町税等を滞納していない方

補助対象建築物 次のすべてに該当する建築物

- ①昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ②建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築されたもの
※建設時において同項各号に該当しなかった場合は、この限りではありません。
- ③地上階数が2以下のもの
- ④延べ床面積が30平方メートル以上のもの
- ⑤在来軸組構法、伝統的構法または枠組壁工法により建築されたもの
- ⑥耐震診断における上部構造評点が1.0未満であるもの

補助金額 ○耐震診断…耐震診断に要する経費の16分の15の額(上限3万円)
○耐震改修工事…耐震改修工事に要する経費の5分の4の額(上限100万円)
※耐震改修設計・工事監理・耐震改修工事の合計額が対象です。

申請方法 申請される方は、事前に都市建設課までお問い合わせください。申請には、町ホームページから入手した補助金交付申請書等の提出が必要となります。

※交付決定前に工事等の契約をした場合、補助の対象外となりますのでご注意ください。

申請期限 12月28日(木)

申請先・問合せ 都市建設課 ☎029-288-3111(内線279)

マル福(重度心身障害者、母子家庭、父子家庭)を受給されている方へ 医療福祉費受給者証(マル福)の更新について

現在お持ちの医療福祉費受給者証の有効期限は、6月30日(金)までとなっています。7月1日(土)から使用する新しい受給者証を、6月下旬に各受給者宛に送付します。7月以降に医療機関等を受診する際は、新しい受給者証を窓口で提示してください。

なお、有効期限が過ぎた受給者証は、個人情報などが記載されていますので、健康保険課へご返却いただくか、各自の責任において処分してください。



■次に該当する方は、健康保険課の窓口で手続きが必要です

○令和5年1月1日以降城里町に転入された方

更新時に前住所地(令和5年1月1日現在)の令和5年度(令和4年分)所得がわかる証明書、またはマイナンバーカードが必要です。

○城里町外に居住する方の扶養になっている方

更新時に扶養義務者の令和5年度(令和4年分)所得がわかる証明書、またはマイナンバーカードが必要です。

○母子家庭・父子家庭で家族構成等に変更があった方

家族構成等に変更があった場合は、すぐに健康保険課へご連絡ください。変更により資格を喪失した場合は、医療費の一部負担金を返還していただくことがあります。

○重度心身障害者で障害年金の等級が変更になった方

障害年金の等級に変更があった場合は、すぐに健康保険課へご連絡ください。

…………… 医療福祉(マル福・マル特)制度について ……………

医療福祉(マル福・マル特)制度とは、医療保険を利用して病院などを受診した場合の医療費の一部負担金を助成する制度です。マル福は県と町の共同で、マル特は町単独で実施しています。

なお、医療保険が適用されない健康診断や予防接種、薬の容器代、差額ベッド代等は助成の対象外です。

■医療福祉(マル福・マル特)制度の申請はお済みですか？

マル福・マル特は、制度の対象者であっても申請を行わなければ助成を受けることができません。次の条件に該当される方は、健康保険課の窓口で申請をしてください。

区 分		対 象 者
マル福	妊 産 婦	母子手帳の交付を受けた妊産婦
	小 児	0歳から18歳の誕生日後の最初の3月31日まで(高校3年生相当)の小児 ※中学校1年生～高校3年生相当は入院のみ
	重度心身障害者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1級、2級、3級(内部障害)の方 療育手帳の判定が㊤、Aの方 障害年金1級に該当された方 特別児童扶養手当1級の方 精神障害者手帳1級の方等 ※65歳以上の方は、後期高齢者医療制度の被保険者となられた方を対象とします。
	母子家庭・父子家庭	18歳未満の子を監護する母子家庭の母または父子家庭の父とその子
マル特	特 例 小 児	<ul style="list-style-type: none"> 0歳から18歳の誕生日後の最初の3月31日まで(高校3年生相当)の小児で、所得制限によりマル福対象外となった方 中学校1年生～高校3年生相当の外来

※すべてのマル福制度には所得制限があります。マル特制度には所得制限がありません。

■申請時に必要なもの

①印鑑 ②健康保険証 ③所得がわかる証明書(転入等により城里町以外の市町村で所得の申告をした方はその市町村が発行する所得がわかる証明書)、またはマイナンバーカード ④障害の程度が確認できる書類(障害者のマル福を申請する場合)

申請先・問合せ 健康保険課 ☎029-288-3111(内線143)

魅力あふれる特産品をお待ちしています 城里町ブランド推奨品を募集

「城里町ブランド推奨品」を次のとおり募集しています。ぜひ、ご応募ください。

「城里町ブランド推奨事業」とは

町内の優良な特産品を「城里町ブランド推奨品」として認定し、幅広く情報発信することで、地域産業の活性化や地域イメージ(魅力)向上を図ることを目的としています。推奨品に認定されると、認定証が交付され、ホールのマークが入った「城里町ブランド推奨品」のロゴマークが使用でき、町内外で開催される物産展やイベントにおいて、城里町の特産品として紹介されます。

申請資格 次のいずれにも該当していること

- ①町内で生産されている、またはそれを原材料として使用していること
- ②関係する法令を遵守していること

申請方法 町ホームページまたは、まちづくり戦略課窓口で入手した申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて提出してください。

申請期限 6月26日(月)

審査日 7月中旬(予定)

審査方法 認定基準に従い、審査員が審査します。

申請先・問合せ

城里町ブランド創出協議会事務局
(まちづくり戦略課内)
☎029-288-3111(内線220)

人権についてのお悩み、ご相談ください 6月1日は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員とは、法務大臣から委嘱されて活動する民間のボランティアです。地域の方からの人権相談を受け解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、人権教室などの人権啓発活動を行っています。町では、暮らしの中で起こるさまざまな人権に関わる困りごとについて、無料の人権相談所を次のとおり開設します。

そのほか、電話やインターネットからの相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

開設日・場所

- 6月21日(水) 桂公民館
- 8月23日(水) 七会町民センター
- 10月18日(水) 城里町役場
- 12月20日(水) 桂公民館
- 令和6年2月21日(水) 城里町役場

開設時間 午前10時～午後3時

電話相談窓口

- みんなの人権110番 ☎0570-003-110
 - こどもの人権110番 ☎0120-007-110
 - 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
- ※平日、午前8時30分～午後5時15分

インターネット相談窓口

<https://www.jinken.go.jp/>

問合せ

福祉子ども課 ☎029-288-3111(内線133)



町長コラム

移動販売車での買い物をお楽しみください

町のお財布事情など、町長が町民の皆さまへお伝えしたいことを掲載していきます。

高齢化にともない、運転免許証を返納した人が増えています。自家用車を使わなくても暮らしていけるまちを目指して、城里町ではデマンドタクシーや福祉有償輸送サービスなど高齢者の移送手段の確保に努めています。また、今年3月より、(株)カスミと連携して、町内各地での移動販売(移動スーパー)を実施しています。

4月末までの販売実績が大きかった会場は、上古内農村集落センター、塩子新農村集落岩仲センター、七会保健福祉センター、下阿野沢集落センターでした。また、売れ筋の商品としては、バナナ、たまご、惣菜や菓子パンなどがあげられます。肉や野菜、果物など食品や菓子類は大抵そろいますが、希望の商品がなかった場合

は、お店で取り扱っている商品であれば次回の巡回時に持ってきてくれるそうです。

今後も利用者の皆さんの声を伺いながら、少しでも多くの方に利用していただけるように、駐車場所・時間や商品内容を定期的に変更してまいりますので、ご協力の程、よろしく願います。



▲上古内・塩子での移動スーパーの様子